

賃上げ促進税制の適用に係る留意事項

March 2025

In brief

賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度)は2024年度税制改正(令和6年度税制改正)により、「中堅企業枠」が新たに設けられた他、控除率の上乗せ措置の追加や、マルチステークホルダー方針の公表に係る見直しが行われました。改正は2024年4月1日以後開始事業年度から適用されます。本ニュースレターでは法人が改正後の賃上げ促進税制(以下、「改正後制度」)を適用する場合の手続きおよび留意事項について解説します。

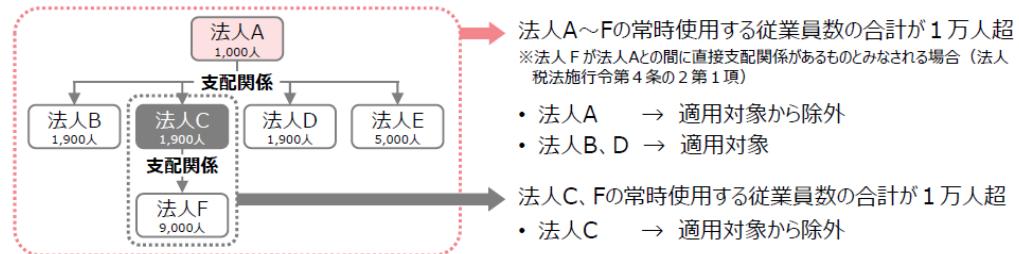
In detail

1. 「中堅企業枠」の対象となる「特定法人」

中堅企業は、租税特別措置法第42条の12の5第5項第10号において「特定法人」として、「常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く)」と定義されています。「常時使用する従業員数」は、常用である・日々雇い入れるものであるを問わず、事務所または事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く)の総数を指し、法人が繁忙期に数ヶ月程度の期間その労務に従事する者として使用する者は、「常時使用する従業員数」に含まれます(措基通42の12の5-1)。2,000人の判定は資本金の額の判定と同様に法人の適用事業年度末の状況によります。

「特定法人」は、「その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く」と定義されていることから、「中堅企業枠」を適用しようとする法人の常時使用する従業員の数が2,000人以下であったとしても、子法人(海外の子法人も含む)が常時使用する従業員の数と合計して10,000人超となる場合は「特定法人」に該当しないことになります。

【「特定法人」の判定】



出所: 経済産業省「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック

https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei/r6chinagesokushinzeisei_gb_20241016.pdf

2. 改正後制度の適用要件

青色申告法人が改正後制度の適用を受けるためには、適用事業年度¹において賃上げ要件(継続雇用者給与等支給額が前年度比で3%以上増加)を満たし、確定申告書に必要な明細書を添付して申告を行うことが必要とされます。新設された税額控除率の上乗せ要件(子育てとの両立・女性活躍支援)を適用する場合は、所定の期限までに

¹ 設立事業年度、合併以外による解散事業年度及び清算中の各事業年度を除く。

それぞれの認定を取得し、マルチステークホルダー方針の公表が改正後制度の適用要件とされている場合には、マルチステークホルダー方針を公表した旨の届出に対する受理通知書の写しも確定申告書添付する必要があります。

3. 税額控除率の上乗せ要件

税額控除率の上乗せ要件は、教育訓練費の増額等に係るもの（以下、「教育訓練費増加要件」と）、新設された子育てとの両立支援・女性活躍支援の認定取得（以下、「くるみん認定²・えるぼし認定³」）に係るものがあり、いずれか一方のみの適用、両方適用のいずれも認められています。

教育訓練費増加要件の適用においては、前事業年度及び適用事業年度における教育訓練費の額に係る明細書を作成して保存することが必要とされます。くるみん認定・えるぼし認定取得は、いずれかを取得していれば足り、改正後制度の区分（大企業、中堅企業、中小企業）により、必要とされる認定のレベルと認定取得時期が異なります。

【くるみん認定・えるぼし認定取得の要件】

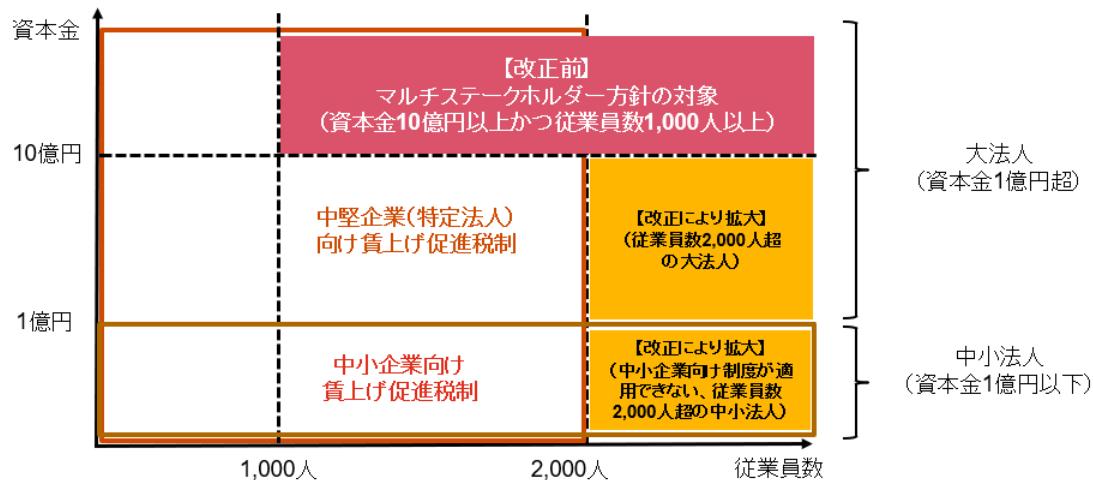
	くるみん認定	えるぼし認定
大企業	適用事業年度末時点でプラチナくるみん認定（プラチナくるみんプラス認定も含む）を取得	適用事業年度末時点でプラチナえるぼし認定を取得
中堅企業	適用事業年度末時点でプラチナくるみん認定（プラチナくるみんプラス認定も含む）を取得	適用事業年度末時点でプラチナえるぼし認定を取得、又は適用事業年度中にえるぼし認定（3段階目）を取得
中小企業	適用事業年度末時点でプラチナくるみん認定（プラチナくるみんプラス認定も含む）を取得、又は適用事業年度中にくるみん認定を取得	適用事業年度末時点でプラチナえるぼし認定を取得、又は適用事業年度中にえるぼし認定（2段階目以上）を取得

4. マルチステークホルダー方針の公表・届出

（1）マルチステークホルダー方針の公表・届出の対象法人

改正後制度における中堅企業枠の創設に伴い、マルチステークホルダー方針の公表・届出が適用要件となる（以下、「公表要件」）企業の範囲が拡大されました。改正前は、適用事業年度末の資本金 10 億円以上かつ常時使用する従業員数 1,000 人以上の大企業が対象でしたが、改正により常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える企業も対象とされました。

【マルチステークホルダー方針の公表・届出が適用要件とされる法人】



出所：経済産業省「賃上げ促進税制」御利用ガイドブックを参考に当法人作成

²「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が労働者の仕事と子育ての両立に関する「一般事業主行動計画」を策定し、行動計画に定めた目標を達成したなど一定の基準を満たした場合に、申請することにより、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度。認定を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合は、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができ、くるみん認定等の取組に加え、不妊治療と仕事の両立にも取り組み、一定の要件を満たした場合は、「プラス認定」を受けることができる。

³「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、企業が女性の活躍に関する「一般事業主行動計画」を策定し、取組の実施状況が優良であるなどの一定の要件を満たした場合に厚生労働大臣の認定を受けることができる制度。えるぼし認定を受けた企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合は、特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けることができる。

中小企業向け賃上げ促進税制においては、公表要件はありませんが、中堅企業向け賃上げ促進税制及び全企業向け賃上げ促進税制(一般的には大企業向けの制度と表記されています)を適用しようとする場合は、資本金・従業員の状況により、公表要件の充足が必要となってきます。資本金が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上2,000人以下の企業が中堅企業向け賃上げ促進税制を適用する場合や、資本金が1億円以下の法人で常時使用する従業員数が2,000人超の企業が全企業向け賃上げ促進税制を適用する場合(大企業の子会社で、中小企業向け賃上げ促進税制を適用できない場合等)には、公表要件の充足が必要となります。

(2) マルチステークホルダー方針の公表から届出まで

マルチステークホルダー方針の「2. 取引先への配慮」には、パートナーシップ構築宣言の内容遵守が明記されるとともに、パートナーシップ構築宣言のURLが記載されるため、「パートナーシップ構築宣言」のポータルサイト⁴において登録がされていることが前提となります。

マルチステークホルダー方針の公表は、様式第一を自社ホームページに公表する方法で行い、様式第一をPDF形式で掲載するか、あるいは、様式第一の記載内容をそのままコピーしてホームページに記載する方法があります(大企業向け「賃上げ促進税制」よくある御質問Q&A集⁵Q44)。各社ごとのウェブサイトがなくグループ全体で同じウェブサイトを使用している場合には、グループ全体のウェブサイトへの掲載で問題ないとされています(「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック)。マルチステークホルダー方針の公表の期限は法人の適用事業年度末日まで、公表期間は、適用事業年度末日の翌日から45日を経過する日又は公表日から起算して1年を経過する日のいずれか遅い日までとなります。

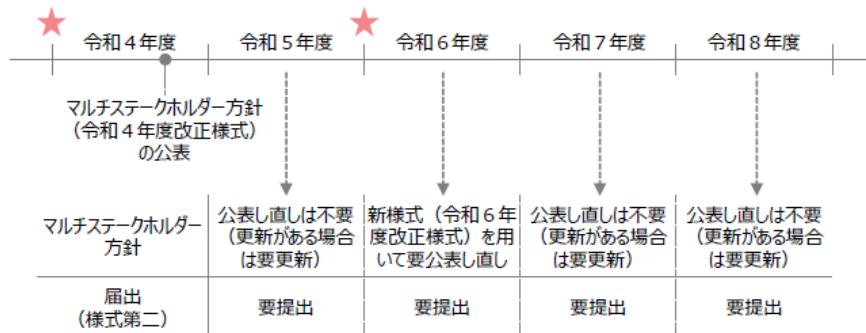
改正後制度では、マルチステークホルダー方針の公表項目のうち、「2. 取引先への配慮」において、消費税の免税事業者との取引関係が追加されました⁶。これにより、2025年3月期が適用事業年度の場合は、改正後の様式第一(マルチステークホルダー方針【新様式】)を用いて公表のし直しが必要とされています。2026年3月期以後は、公表内容に更新が無い限り、公表のし直しは不要とされています。

マルチステークホルダー方針の公表後、適用事業年度末日の翌日から45日を経過する日までに、マルチステークホルダー方針を公表した旨の経済産業大臣(経済産業省)への届出(様式第二)を、提出する必要があります。様式第二の提出は、Gビズフォーム手続ウェブサイト⁷で行うことができます。公表の内容に更新が無い場合であっても、届出の提出は適用事業年度ごとに必要とされます。届出の受理後、Gビズフォーム上にアップロードされた受理通知書(届出の受理から約15日後に発出)を印刷し、写しとして確定申告書に添付し、申告します。

【マルチステークホルダー方針の公表と届出】

令和4年度税制改正によりマルチステークホルダー方針が導入

令和6年度税制改正によりマルチステークホルダー方針の様式が変更



出所: 経済産業省「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック

⁴ パートナーシップ構築宣言 <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

⁵ 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/pdf/chinagesokushinzeisei_faq_20220706.pdf

⁶ 経済産業省「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック 27 頁
https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei/r6chinagesokushinzeisei_gb_20241016.pdf

⁷ 経済産業省 <https://form.qbiz.go.jp/ApplicationList/comapp/>

5. 申告手続き

改正後制度の適用を受けるためには、適用事業年度の確定申告書に控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付することが要件とされています⁸(措法 42 の 12 の 5⑦)。マルチステークホルダー方針の公表・届出の対象法人は、届出の受理通知書の写しの添付も必要です。中小企業向け賃上げ促進税制における、繰越控除措置を適用する場合は、未控除が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度額の明細書の添付が必要とされています。賃上げ促進税制の適用については、確定申告書による申告および書類添付が要件とされている(当初申告要件)ことから、申告等を失念した場合はその後の更正の請求や修正申告において賃上げ促進税制の適用を受けることはできません。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー
Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com
www.pwc.com/jp/tax

パートナー マネージング・ディレクター
浅川 和仁 鬼頭 朱実

ディレクター ディレクター
荒井 優美子 山田 盛人

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

⁸ 別表六(二十四) 紹与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書、別表六(二十四)付表一 紹与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書、別表六(二十四)付表二 紹与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者紹与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.